

第3章 基本理念と基本方針

3-1 住宅政策の基本理念

市では、第二次基本構想(目標年次平成33年度)で、まちづくりの理想を、市民が心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることとし、めざす将来の都市像を『人と自然が調和した 生活文化都市 東大和』と定めました。

本市は、北部に自然豊かな狭山丘陵を擁し、その恩恵により自然環境に恵まれた住宅都市として発展を遂げてきました。

これからは、本市のシンボルであり自然環境の拠点である狭山丘陵の良好な環境を守り、それにつながる市街地の居住環境の一層の向上を目指すとともに、災害に強く、少子・高齢社会における充実した住生活の確保を目指す必要があります。

住まいは、市民の生活基盤であるとともに、地域社会を形成する基礎であり、都市を構成する社会的資産としての性格も有しています。

住まいを取り巻く環境が、少子・高齢化や既存住宅ストックを始めとする社会的資産を活用・継承した成熟社会へと移行している中で、市には東日本大震災を教訓として、災害に備えるとともに、地域や家族の絆を大切に安全で安心に、安らぎや温もりを感じて暮らせる環境を整えていくための取り組みがますます重要になっています。

今後の住宅政策の展開にあたっては、以上のような住まいの性格、住まいを取り巻く環境や質の高い住生活の実現を目指す住生活基本法の理念を踏まえ、『**狭山丘陵のもと、豊かな地域コミュニティを育み、温かみのある住生活の実現を目指す**』を住宅政策の基本理念とし、住まい、居住環境、地域社会、家庭を含む住生活の質の向上を図ることにより、本市の将来の都市像である『人と自然が調和した 生活文化都市 東大和』の実現を目指します。

3-2 基本方針

基本理念を実現するための3つの基本方針とそれぞれの施策展開の方向を次のように定めます。

基本方針Ⅰ 安全で安心な住宅市街地における住生活の実現

住宅市街地において、地震・水害等の災害や防犯に対する安全性を確保し、安全で安心して暮らすことのできるような居住環境の整備に努めます。

【施策展開の方向】

- (1) 災害に備えた居住環境の整備
- (2) 安全性の高い居住環境の整備

基本方針Ⅱ 少子・高齢社会に対応し、多様な世帯に適応する住生活の実現

多様な世帯・ニーズに応え、住みやすさや暮らしやすさを実感できるような居住環境の形成に努めます。

【施策展開の方向】

- (1) 重層的な住宅セーフティネットの構築
- (2) 高齢者世帯・子育て世帯への配慮

基本方針Ⅲ 地域と環境に配慮した住生活の実現

東大和市の恵まれた自然環境の恩恵や地域の繋がりを実感できるような居住環境の形成に努めます。

【施策展開の方向】

- (1) 環境負荷の軽減に資する住まいづくり
- (2) 既存住宅ストックの活用
- (3) 地域等との繋がりを大切にした居住環境の育成